

日付	JIS番号：発効年 規格名称	件名	問合せ内容	回答												
2013.06.25	JIS Q 1011:2012 適合性評価—日本 工業規格への適合 性の認証—分野別 認証指針（レ ディーミクスト ンクリート） JIS Q 1012:2012 適合性評価—日本 工業規格への適合 性の認証—分野別 認証指針（プレ キャストコンク リート製品）	J I S A 5011-1及び A5011-4改正に伴う J I S Q 1011及び J I S Q 1012の骨材受入 検査方法の解釈につ いて	JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材)及びJIS A5011-4(コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材)が平成25年3月21日に改正され、環境安全品質基準が追加されるとともに、高炉スラグ粗骨材の水中浸せき及び紫外線（360.0nm）照射の規定が削除された。一方で、現行のJIS Q 1011の箇条A.2 原材料の管理のうち表A.2.1—骨材の受入検査によると、高炉スラグ骨材の受入検査として、水中浸せき試験及び紫外線（360.0nm）照射試験の実施が要求されている。JIS A 5308の認証において、これらの試験の実施は要求されるのか。また、新たに追加された環境安全品質基準の受入検査はどのように対応すればよいか（JIS Q 1012の箇条B.2原材料の管理 表B.2.1—骨材の受入検査方法 も同様）	<p>現在、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）は回収骨材の活用等環境配慮、信頼性向上を目指した改正を検討中で早ければ年内にも改正される予定です。JIS A 5308の箇条A.5により、レディーミクストコンクリートに使用する高炉スラグ骨材はJIS A 5011-1に適合することが求められています。平成25年3月21日のJIS A 5011-1改正により水中浸せき及び紫外線（360.0nm）照射の規定が削除されたため、改正後のJIS A 5011-1に適合する骨材を受け入れるレディーミクストコンクリート製造事業者に対してJIS A 5308の認証を行うときに、①当該事業者が行う高炉スラグ骨材の受入検査の項目としてJIS Q 1011の表A.2.1に定める水中浸せき及び紫外線（360.0nm）照射を要求する必要はありません。また、②環境安全品質基準の受入検査は同表に1回以上／月の骨材製造者の試験成績表の確認（1-c）、形式検査の場合は1回以上／3年の骨材製造者の試験成績表の確認（36-c）を求めます。（プレキャストコンクリート製品の製造事業者に対してJIS A 5371、JIS A 5372又はJIS A 5373の認証を行うときのJIS Q 1012の解釈についても同様です。）</p> <p>JIS Q 1011及びJIS Q 1012については、JIS A 5308の改正に合わせ、追補による改正を準備中です。</p> <p>なお、JIS A5011-1及びJIS A5011-4は経過措置期間中（2013年9月20日まで）であり、経過措置期間及び経過措置期間終了後の扱いについては下表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="1330 743 2085 1145"> <thead> <tr> <th>JIS 番号</th> <th>経過措置期間 （～9/20）</th> <th>経過措置期間終了 （9/20～A 5308 改正日）</th> <th>A 5308 改正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A5011-1</td> <td>2003 年版による ことができる。</td> <td>2013 年版による。</td> <td>2013 年版に よる。</td> </tr> <tr> <td>Q1011</td> <td>A5011-1 が 2003 年版の場合は現行 のまま。A5011-1 が 2013 年版の場 合は上記①及び② の下線による。</td> <td>上記①及び②の下線によ る。</td> <td>追補による。</td> </tr> </tbody> </table>	JIS 番号	経過措置期間 （～9/20）	経過措置期間終了 （9/20～A 5308 改正日）	A 5308 改正 後	A5011-1	2003 年版による ことができる。	2013 年版による。	2013 年版に よる。	Q1011	A5011-1 が 2003 年版の場合は現行 のまま。A5011-1 が 2013 年版の場 合は上記①及び② の下線による。	上記①及び②の下線によ る。	追補による。
JIS 番号	経過措置期間 （～9/20）	経過措置期間終了 （9/20～A 5308 改正日）	A 5308 改正 後													
A5011-1	2003 年版による ことができる。	2013 年版による。	2013 年版に よる。													
Q1011	A5011-1 が 2003 年版の場合は現行 のまま。A5011-1 が 2013 年版の場 合は上記①及び② の下線による。	上記①及び②の下線によ る。	追補による。													